

13 令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動について

令和3年4月
しあわせ子育て応援部・教育庁



- 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

地域（地域の健全育成組織）

主管：山形県青少年育成県民会議（県庁内）

○県民運動展開の総括

- ・標準語募集・周知の総括
- ・スローガン・ポスター募集の総括

○地区協議会・市町村民会議等に対する財政支援

各地区青少年育成連絡協議会（4総合支庁内）

- 各プロックにおける県民運動展開の総括
- ・各プロックにおける標準語募集の周知・選抜
- ・各プロックにおける推進会議・対話会等の開催
- ・街頭啓発活動支援・広報活動等
- 市町村民会議等に対する財政支援

各青少年育成市町村民会議等（各市町村内）

- 各市町村における県民運動展開の総括
- 各市町村における標準語募集周知・運営等
- 学校への標準語の実情に合わせた強自事業の展開

県民運動の体制整備・支援（しあわせ子育て応援部）

1 「山形県いじめ防止基本方針」における諸施策との連携

- ・いじめの問題について、社会全体に関する県民的課題として、学校と地域が一体となって、取組みを推進
- ・未然防止・早期発見・適切な対応の3本柱のうち、県民運動は、「未然防止」のための施策として位置づけられ、効果的に推進。

2 “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開

- (1) 地域における運動展開の支援
- ・各地区協議会・市町村民会議の街頭啓発活動・学校との連携に対する支援。
- (2) 標語の募集・周知
- ・標準語募集の児童生徒からの標語募集、優秀標語の選定、ホームページ、SNS及びポスターへの掲載による周知。
- (3) 高生会によるスローガン作成やポスターデザインの募集・周知
- ・各高等学校の生徒会を中心としたスローガン、SNS及びポスターへの作成や掲載による周知。
- (4) 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進
- ・いじめの防止に向けた新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した「児童・生徒と地域の大人の対話会」を各地区で開催。

3 インターネット利用に賛する研修会の開催

- ・青少年育成県民大会において、インターネットの基礎知識やネットに起因する青少年の現状等について学ぶ研修会を開催。
- (7) 各種広報媒体・グッズによる啓発活動等
- ・県民運動情報誌の啓発グッズの制作・販売及び活用。
- ・県内民間企業・团体と連携して啓発活動。
- (8) 「コロナ鑑定ノート」宣誓書による検査結果に基づく差別や誹謗中傷、いじめのない山形県づくりに向けた啓発活動を推進。

【知事部局】女性・若者活躍推進課
【教育庁】学事文書課
【教育庁】教育政策課、義務教育課、特別支援教育課
【高校教育課】生涯教育・生涯学習課
【保健課】

いじめ・非行を許さない社会・学校生活

地域と学校が連携した運動の推進

- 小・中学校・特別支援学校の児童生徒を対象とする取組み
- 
 - ・標準語の募集・周知
 - ・県内の小中・特別支援学校から標準語を募集
 - ・優秀標語を選定
 - ・優秀標語を選定
 - ・県民運動情報誌への掲載
 - ・県青少年健全育成県民大会における表彰
- 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催
- ・県内4地域ごとに対話会を開催
- ・県全域的に児童生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進

高等学校の生徒を対象とする取組み

- いじめ防止スローガンやポスターの作成・募集
- ・生徒会を中心としたスローガン作成
- ・県内の高校生からボスターデザイン募集
- ・HPへの掲載、その他各種媒体での活用
- 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催
- ・県内4地域ごとに対話会を開催
- ・県全城的に児童・生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進

地域における運動の展開

- 地域の実情に応じた取組の展開
- ・学校・商店等を訪問した啓発活動
- ・地域行事への子どもたちの参加
- ・いじめ・非行の防止に向けた懇談会、研修会の開催 etc..
- 定期調査・問題行動等調査（1～3期、年度末）
- ・いじめの認知状況、解消状況、発見のきっかけ、様態等の把握等
- 施策の評価・点検、関係機関等との連携
- (1) 山形県いじめ問題対策連絡協議会
- ・いじめの実態に関する考察と施策の効果検証
- (2) 山形県いじめ問題対策連携会議
- 効果的な施策の実施に向けた関係機関等の連携強化

学校（県内の小・中・高等学校の取組み）

＜校内の取組み＞

- 1 早期発見のために
 - ・定期的なアンケートと面談の実施
 - ・地域からの電話窓口、メール窓口の設定・周知
- 2 児童会・生徒会が主体的に行う取組みの充実
- 3 教員研修会の充実（地区）など

＜保護者の取組み＞

- 1 ネットモラル講習会参加・ネットハッパトール（県PTA連合会の講習会カリキュラムによる「研修」「ルールづくり」「実態調査」への参画）
- 2 子どもの動きかけかけ、声かけ運動の展開
- 3 いじめの理解（未然防止・早期発見・適切な対応）など

いじめ防止等に向けた取組み（教育庁）

- 1 未然防止等のための取組み
 - 1 いじめ・不登校未然防止推進事業
 - (1) いじめ・不登校未然防止連絡協議会（4教育事務所単位 年2回実施）
 - ① 「難がある学校づくり調査研究事業」（県内地区）
 - ② 「居場所づくり」の取組みの普及及
 - (2) 「いじめ解決支援チーム」の設置（4教育事務所）
 - ・青少年指導担当・エリアSSWによる未然防止、重大事態への対応
 - (3) 「いじめ防止対策支援プログラム」の普及と活用（県教育センター）
 - ・各プロックにおける運動展開の支援
 - (4) 県PTA連合会による、山形方式“ネットモラル講習会”カリキュラムへの支援

2 いじめの実態把握・分析

- 定期調査・問題行動等調査（1～3期、年度末）
- ・いじめの認知状況、解消状況、発見のきっかけ、様態等の把握等
- 施策の評価・点検、関係機関等との連携
- (1) 山形県いじめ問題対策連絡協議会
- ・いじめの実態に関する考察と施策の効果検証
- (2) 山形県いじめ問題対策連携会議
- 効果的な施策の実施に向けた関係機関等の連携強化

知事部局と教育庁の連携による体制整備

令和3年度

“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動

実 施 要 約

◎ 実施期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

◎ 運動の基本方針

- ・ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- ・ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察
市町村・市町村教育委員会
山形県青少年育成県民会議

◎ 主 管

山形県青少年育成県民会議

【共催・協賛呼び掛け団体】

【学校関係】 ○山形県市町村教育委員会協議会 ○山形県連合小学校長会 ○山形県中学校長会 ○山形県特別支援学校長会 ○山形県高等学校長会 ○山形県私立中学高等学校協会 ○（一社）山形県専修学校各種学校協会 ○（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会 ○山形県P T A連合会 ○山形県高等学校P T A連合会 ○山形県私立中学高等学校P T A連合会	【青少年健全育成関係】 ○各青少年育成市町村民会議 ○各地区青少年育成連絡協議会 ○山形県青少年育成アドバイザー協議会 ○山形県子ども会育成連合会 ○ガールスカウト山形県連盟 ○山形県少年補導員連絡会 ○（公社）山形県防犯協会連合会 ○山形県保護司会連合会 ○国際ソロプロチミスト山形
【地域関係団体等】 ○山形県社会福祉協議会 ○山形県民生委員児童委員協議会 ○（一社）山形県老人クラブ連合会 ○山形県経済同友会 ○山形県商工会議所連合会 ○（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会	○山形新聞・山形放送 ○(株)山形テレビ ○(株)レビュー山形 ○(株)さくらんぼテレビジョン ○(株)エフエム山形 ○(株)庄内日報社 ○(株)米澤新聞社 ○(株)ダイバーシティメディア ○(株)ニューメディア ○鶴岡市ケーブルテレビジョン

第1 目的

いじめ・非行は、山形県の将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、家庭・地域が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要がある。

また、新型コロナウィルス感染症に起因する差別や誹謗中傷、いじめ等の新たな問題への対応も求められている。

このため、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、子どもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組みを大人も共有・共感し、具体的な行動を取ることにつなげていく。

第2 推進要領

1 推進体制の確立

各地区青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議は、各総合支庁、市町村、各教育関係機関、警察、各青少年育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議を早期に開催し、地域における“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進体制を確立する。

山形県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」という。）は、それら関係機関・団体に対し、取組みの基本的な方向性を示し、密接に連携・協力を行い、県全体の推進体制を確立する。

2 実施計画の策定

推進機関・団体は、本運動の推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図る。

3 広報活動の推進

推進機関・団体は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、運動の重点などを県民に対して周知徹底を図る。

第3 主要事業

1 県民運動重点期間

7月・8月（青少年の非行・被害防止全国強調月間、“明るいやまがた”夏の安全県民運動と連携）及び11月（子供・若者育成支援強調月間と連携）を“いじめ・非行をなくそう”重点運動期間と定め、各地区青少年育成連絡協議会の主導のもと、全ての市町村において、いじめ・非行をなくすための環境づくり、街頭運動、啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

2 県民運動の展開

（1）小中学校及び特別支援学校（小中学部）の児童生徒を対象とする運動の展開

- ① 県民会議及び県教育委員会は、関係機関と意思疎通を図りながら、児童生徒自らが運動に取組み、いじめ・非行の防止について考える機会を設けるため、全県的な標語募集を実施し、県政広報媒体を最大限活用して広報活動を行い、運動を促進する。また、県民会議は、選抜された優秀標語について表彰を行うとともに、様々な機会や広報媒体を活用し、優秀標語をPRする。
- ② 各地区青少年育成連絡協議会は、各教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、管内の全小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象にいじめの根絶に向けた標語を募集する。
- ③ 各地区青少年育成連絡協議会は、募集した標語を集約し、地区ごとに審査のうえ優秀作を選抜する。

④ 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進

県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、児童生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(2) 高等学校の生徒を対象とする運動の展開

① 高校生徒会によるスローガン・ポスター等の作成

県民会議及び県教育委員会は、各高等学校の生徒会等を中心とするスローガンやポスター等の作成を呼びかけ、運動の周知・啓発を図る。

② 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進

県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(3) 地域における運動の展開

① 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催

各地区青少年育成連絡協議会は、管内の各青少年育成市町村民会議や各学校との連携のもと、児童生徒と地域の大人が対話をする機会を設けて、児童生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進する。

② 地域の実情に応じた取組みの推進

地域の推進機関・団体は、各地域の実施計画に基づき、街頭及び学校での啓発活動やいじめ・非行防止のための講習会・懇談会の開催、子どもたちも参加する各種行事の開催等、地域の実情に応じた取組みを幅広く展開する。

(4) インターネット利用に関する研修会の開催

県民会議は、「ネットに少し詳しい」大人（サポーター）の養成を目的とし、青少年健全育成ボランティアを対象に、インターネットの基礎知識、ネットに起因した性被害等の現状やその防止策を学び、安全で安心な利用環境づくりを推進する。

(5) 県内民間企業等と連携した啓発活動

県民会議は、県内民間企業等と連携し、効果的に広報活動を実施する。

3 山形県青少年健全育成県民大会（令和3年10月31日（日））

(1) 青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の推進を確認するとともに、優秀標語の表彰を実施する。

(2) 青少年の健全育成に取り組む地域の実践者同士が、優良事例の共有化を図りながら

いじめ・非行防止のあり方を改めて考え、これまでの活動に対する気づきを得るともに、今後の活動に向けた課題解決に結びつけるための「いじめ・非行防止セミナー（仮称）」を開催する。

4 各種広報媒体・グッズによる啓発活動

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」（各市町村（原則隣組回覧）+県民運動共催・協賛団体を中心に配布。年2回作成。）において、県民運動の目的、実施内容等について広報し、県民への周知を図る。

また、音源を使用した広報車やシンボルマークの缶バッジ、啓発マグネットシート、横断幕等の啓発媒体を最大限利活用し、地域における普及啓発を一層強化する。

第4 主要推進事項

運動の基本方針	
推進区分	推進事項
学校	<p>① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えよう。</p> <p>② 学校と地域・警察が連携して行う「非行防止教室」等により、児童生徒の正義感を醸成し、いじめを見過ごさない姿勢を育てよう。</p> <p>③ いじめの兆候を見逃すことのないよう、日頃から児童生徒に対する理解を深め、いじめの未然防止に努めよう。</p> <p>④ 児童生徒に対するアンケート調査や面談を確実に行い、いじめの早期把握に努めよう。</p> <p>⑤ 毎日の授業や様々な体験活動を通して、児童生徒同士の心の結びつきを深め、豊かな人間関係をつくっていこう。</p> <p>⑥ いじめを把握した場合には、組織的に、かつ、迅速に対応するとともに、家庭・関係機関との適切な連携のもと、早期解決に努めよう。</p> <p>⑦ 児童生徒がいじめについて相談しやすい体制づくりに努めよう。</p>
家庭	<p>① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えると同時に、いじめについて親子で話し合い、十分に理解を深めよう。</p> <p>② いじめの兆候を把握した場合は、速やかに学校や警察に連絡・相談しよう。</p> <p>③ 家族団らんの会話を通じ、子どもの学校の様子や、子どもの変化の有無を把握しよう。</p> <p>④ 地域の子どもたちにも、自分の子どもと同じように声掛けしよう。</p>

	<p>⑤ 子ども会や地域活動、ボランティア活動等多くの人と交流できる社会参加活動に、親子一緒に参加しよう。</p>
地 域	<p>① 地域ボランティアによる街頭運動等を通して、「あいさつ・見守り運動」を行い、地域で子どもを見守り育てよう。</p> <p>② 大人の無関心がいじめを助長します。いじめは、いつ、どこで、どんな時に起こるのか、どうしたらいじめから子どもを守れるのか、みんなで話し合ったり、考えたりして、いじめへの関心を高めよう。</p> <p>③ 子どもたちが集まりやすい場所や通学路でいじめを見たら、見て見ぬふりをせず、きちんと注意しよう。 暴力等犯罪につながるいじめを見たら、毅然と対応しよう。</p> <p>④ 子どもは、家庭や地域や学校で必要とされることによって大人になります。親子の対話を深め、地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加させるなど、社会の一員として育てよう。</p>

第5 実施計画の策定と実施報告

1 実施計画の策定

- (1) 市町村民会議は、策定した実施計画(別紙様式)を令和3年7月9日（金）までに地区協議会に提出し、本運動を推進する。
- (2) 地区協議会は、管内の広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定し、市町村民会議の実施計画書とともに山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課へ令和3年7月16日（金）までに別途様式の書面で提出し、本運動を推進する。

2 各関係団体への協力依頼と取組みの把握

- (1) 市町村民会議は、児童福祉行政担当セクション、学校・PTA関係セクション、所管警察署等の活動実践者と連携して、各関係団体に対し、実施計画に基づいた運動への協力を依頼する。
- (2) 市町村民会議は、活動実践者や、各協力団体の運動への取組みを把握し、実施計画・報告書を作成する。

3 実施報告書の作成

- (1) 各市町村民会議は、別紙様式により、運動の実施報告書を作成し、令和4年4月末まで地区協議会に報告する。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果を、市町村民会議の実施報告と併せて、令和4年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課に別紙様式の書面で報告する。

別紙様式

令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動実施計画（報告）書

団体名_____

1 活動実践者団体名・数(地区協議会における「活動実践者数」は協議会活動への参加者数とする。)

2 活動実践者数

3 協力団体等の団体名・数

4 活動実践者(個人)による日常活動の内容(独自活動を加えて記載)

5 全体及びグループによる組織的な活動

活動の名称	実施場所	実施日時	実施者(団体)及び参加者数	実施内容	備考

□参考資料添付。備考欄には「一斉活動」等を記載。活動実践者団体・協力団体の独自活動を含む。

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。